

提 案 理 由

第 20 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 8 年 9 月 4 日

本日ここに、第20回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

ただいま上程されました議案第58号から議案第77号まで及び報告第7号から報告第15号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号 筑後市印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、新たに交付される「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」に登載の電子証明書を使用し、コンビニエンスストア等に設置の自動交付機にて印鑑登録証明書を取得できるようにするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第59号 筑後市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法施行規則の改正に伴い、引用している条項を繰り上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第60号 筑後市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、実態に即した旅費支給額に見直すなど、所要の改正を行うものであります。

議案第61号 筑後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国基準の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の創設及び理学療法士等のみなし保育士化に係る基準を新設するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第62号 筑後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国基準の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準を新設するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 3 号 筑後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国基準の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を新設するものであります。

議案第 6 4 号 令和 8 年度筑後市一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、4 億 6, 6 4 9 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2 6 4 億 8, 1 1 1 万 9 千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第 2 款 総務費の庁舎建て替えに要する経費は、新庁舎の工事区域変更に伴い、工事着手前に西別館を解体する必要性が生じたため、解体工事費のほか、上下水道課の移設等に係る経費を計上するものであります。

地方創生に要する経費は、事業活用により減少した「ちくご市こども未来基金」の残高を、基金創設時の積立額まで復元させるため、積立金を計上するものであります。

電子計算事務に要する経費は、物価高騰等の影響が長期化する中、市内に在住する大学生年代の経済的負担を軽減するため、キャッシュレス決済等で使用できる電子商品券を配布するものであります。

男女共同参画に要する経費は、物価高騰等の影響により生理用品の入手が困難な方へのさらなる支援のため、現在実施中の生理用品配布事業における配布物資の追加購入など、充実を図るものであります。

庁舎建設基金費は、令和 7 年度決算剰余を活用し、庁舎建設基金への積み増しを行うものであります。

交通安全対策に要する経費は、高齢者運転免許証自主返納支援事業において、自主返納者の増加傾向及び交付したタクシー利用券の使用状況から不足が見込まれる補助金を増額するも

のであります。

被災地支援に要する経費は、去る 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」の被災地が一刻も早く復興することを願い、義援金を送るものであります。

第 3 款 民生費の社会福祉協議会事務に要する経費は、物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、社会福祉協議会が実施するフードパントリー事業等に対し、補助金を交付するものであります。

高齢者福祉に要する経費は、物価高騰の影響を受ける後期高齢者の負担軽減と生活の安定を図るため、75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯に対する米の配布に必要な経費を計上するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、令和 7 年度決算の確定に伴う減額を行うものであります。

年金事務に要する経費は、新たに創設される国民年金保険料の育児免除制度に対応するためのシステム改修委託料を計上するものであります。

第 4 款 衛生費の水道事業会計繰出金は、水道料金システムの標準準拠システム移行に伴い、一般会計で受け入れる「デジタル基盤改革支援補助金」を企業会計に繰り出すものであります。

第 6 款 農林水産業費の土地改良事業等に要する経費は、本市の認定農業者が取り組む農地の大区画化計画が県の採択を受けたことに伴い、補助金を計上するものであります。

筑后市元気な農業づくり推進事業に要する経費は、新規就農者の人数が当初予算計上時から増加したこと等に伴い、不足する補助金を増額するものであります。

畜産業に要する経費は、県からの追加内示を受け、市内畜産農家の機械設備の導入に対し、補助金を交付するものであります。

水路等整備保全に要する経費は、令和８年７月の大雨により被災した水路について、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用した緊急整備により、再度の被災を防止するため、不足する工事請負費を増額するものであります。

第７款 商工費の中小企業支援に要する経費は、小規模な住宅改修に対する補助件数の増加を図ることにより、改修工事を施工する中小企業を支援するとともに、市民の安心な住環境づくりに寄与するため、補助金を増額するものであります。

また、中小企業貸付金については、市内小規模事業者等への貸付け件数の増加により、不足が見込まれる金融機関への預託金を増額するものであります。

商工業振興に要する経費は、燃料費高騰の影響を受けているトラック運送事業者に対し、事業継続が図られるよう支援金を交付するため、関係経費を計上するものであります。

第８款 土木費の公共交通に要する経費は、燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者等に対し、運行継続が図られるよう支援金を交付するため、関係経費を計上するものであります。

第１０款 教育費の小中学校費、給食に要する経費は、物価高騰の影響を受ける中、給食費に係る保護者負担の増加を抑制するため、給食材料費の値上げ相当分を市が追加負担するものであります。

同じく小中学校費の校舎等維持補修に要する経費は、物価高騰の影響により飲料費が継続的に上昇する中、児童生徒の熱中症対策と併せ、飲料に係る家計負担を軽減するため、全小中学校にマイボトル等に対応した冷水機を導入するものであります。

以上の経費の財源として、国県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、市債を充てております。

なお、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」及び標準

準拠システム移行に対する「デジタル基盤改革支援補助金」の交付決定に伴う歳入補正、財源の組替えを併せて行っております。

債務負担行為補正は、ホークス球団の広告媒体を活用し、令和 9 年 4 月当初からの効果的なシティプロモーションを実施するにあたり、令和 8 年度中に契約手続きを開始することとしたため、計上するものであります。

地方債補正は、被災水路の緊急整備を実施することに伴い、緊急自然災害防止対策事業の限度額を引き上げるものであります。

議案第 6 5 号 令和 8 年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正は、8, 3 9 0 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4 9 億 4, 9 3 2 万 6 千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第 1 款 総務費の要介護認定に要する経費は、介護保険法の改正に伴い、国が整備する介護情報基盤とのデータ連携等に対応する必要があるため、システム改修委託料を計上するものであります。

第 6 款 基金積立金の介護給付費中期財政調整基金積立金は、令和 7 年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものであります。

第 8 款 諸支出金の国県支出金等返還金は、令和 7 年度介護給付費等の確定に伴う返還金の増額であります。

以上の経費の主な財源として、国庫支出金及び繰越金を充てております。

議案第 6 6 号 令和 8 年度筑後市水道事業会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、標準準拠システム移行に係る国庫補助について、一般会計からの繰入金として収入に計上するものであ

ります。

議案第 67 号 令和 7 年度筑後市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 73 号 令和 7 年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見及び同条第 5 項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を付して認定をお願いするものであります。

議案第 74 号 令和 7 年度筑後市水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、減債積立金 1,746 万 4,616 円、建設改良積立金 6,757 万 8,607 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 75 号 令和 7 年度筑後市下水道事業会計剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度末未処分利益剰余金を処分するもので、資本的収支不足額の補填財源 1 億 766 万 6,391 円、減債積立金 4,517 万 9,306 円とするものであります。

また、同会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

議案第 76 号 事業契約の締結につきましては、玄ヶ野・高錢野団地集約建替事業において、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 77 号 損害賠償の額を定めることにつきましては、市営河川花田川周辺において、市発注工事により樹木伐採を行

っていたところ、個人所有の樹木を伐採し損害を与えたもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第7号 令和7年度筑後市国民健康保険高額療養資金貸付基金の運用状況について、及び報告第8号 令和7年度筑後市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第9号 令和7年度健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第10号 令和7年度資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第11号 筑後市土地開発公社の経営状況について、報告第12号 筑後市文化振興公社の経営状況について、及び報告第13号 地方独立行政法人筑後市立病院の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和7年度の経営状況を報告するものであります。

報告第14号 地方独立行政法人筑後市立病院の業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、令和7年度の評価結果を報告するものであります。

報告第15号 地方独立行政法人筑後市立病院の第4期中期目標期間に係る業務実績見込みに関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、評価結果を報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。